

国の雇用調整助成金（教育訓練加算）に、県としての助成額 **3,000円（1人/1日あたり）を上乗せ加算**

※従業員の雇用を守るため、国の雇用調整助成金を活用し、従業員のスキルアップのために教育訓練を実施する県内事業者の取組を支援いたします。国の制度に併せてご活用ください。

県の教育訓練の加算額

3,000円（1人/1日） なお研修が半日の場合、0.5日で計算

国の特例措置緊急対応期間（4/1～12/31）の加算額と合わせると、

中小企業 国2,400円+県3,000円=5,400円（1人/1日あたり）

大企業 国1,800円+県3,000円=4,800円（1人/1日あたり）

対象となる事業者

次の①、②の両方に該当する事業者であること。

- ①県内に本店または主たる事業所を有する者（中小企業・大企業ともに対象）
- ②R2.4.1～12.31の間に和歌山県内の事業所に勤務する労働者に対し、国の雇用調整助成金（教育訓練）の対象となる教育訓練を実施し、国の支給決定を受けた者
（※休業および出向を実施した場合は対象外）

必要書類

- (1) 交付申請書(振込口座情報登録票、役員名簿含む)
- (2) 助成金算定書
- (3) 教育訓練実績一覧表
- (4) 雇用調整助成金支給決定通知書の写し
- (5) ハローワークの受付印がある雇用調整助成金支給申請書の写し(添付書類一式を含む)
- (6) 主たる事業所の所在地がわかる書類
- (7) その他知事が必要と認めるもの

※交付要綱・様式等はHPに掲載いたします。

※関係書類としてハローワークに提出する雇用調整助成金の計画届や支給申請書等が必要になりますので、必ずコピーを取っておいてください。

申請方法

令和3年3月15日まで受付（当日消印有効）

窓口での「3つの密」を避けるため、できる限り郵送で提出してください。

(送付先) 〒640-8585

和歌山市小松原通1-1 和歌山県庁 労働政策課

お問い合わせ

労働政策課 労政福祉班 (☎073-441-2790)

和歌山県



厚生労働省

